

平成19年度決算における健全化判断比率・資金不足比率について

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定されました。

この法律は、地方公共団体の財政の健全性に関する指標の公表制度を設け、その比率に応じて財政の早期健全化及び財政の再生等に必要な行財政の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的としています。

計画策定義務等を含めた全体の法律の施行は平成21年4月ですが、財政の健全性に関する指標の公表については、平成20年4月から施行されました。

公表することとなるのは、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率（以下「健全化判断比率」といいます。）の4指標と資金不足比率（公営企業の会計ごとに算出）です。

平成20年度決算からは、健全化判断比率のうち1つでも早期健全化基準以上となった場合は財政健全化計画を、また、資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合は経営健全化計画を定めることとなります。

平成19年度決算に基づき算定された赤磐市の健全化判断比率及び資金不足比率は、下表のとおりとなり、すべて基準を下回っており財政の健全性を保っています。

1. 健全化判断比率

(単位 %)

区分	赤磐市の健全化判断比率	法律の早期健全化基準	法律の財政再生基準
実質赤字比率	—	13.09	20.00
連結実質赤字比率	—	18.09	40.00
実質公債費比率	14.2	25.0	35.0
将来負担比率	135.7	350.0	

実質赤字額、連結実質赤字額がないため、「—（該当なし）」と表示しています。

2. 資金不足比率

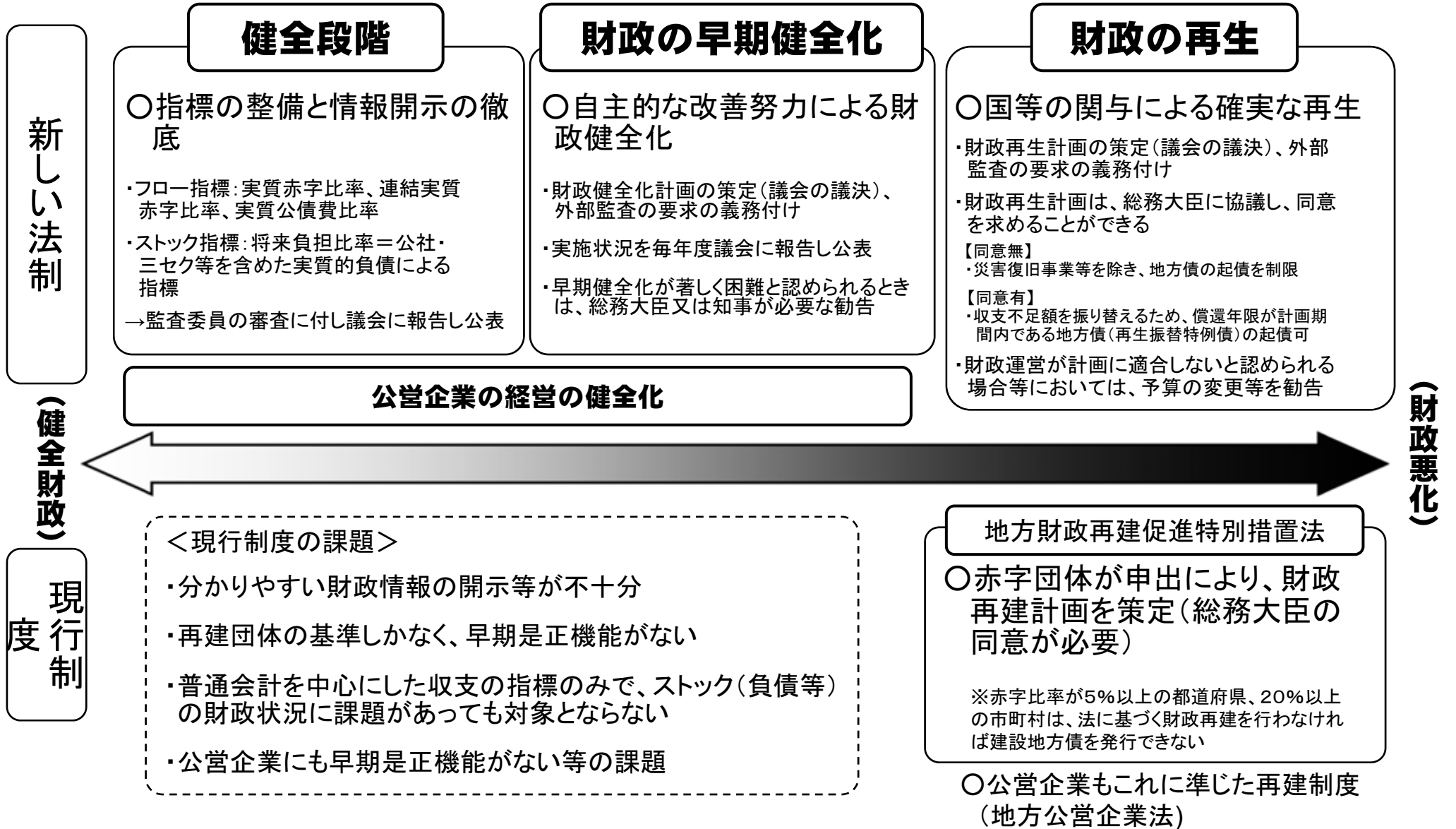
(単位 %)

特別会計の名称	赤磐市の資金不足比率	法律の経営健全化基準
簡易水道特別会計	—	20.0
下水道事業特別会計	—	
宅地等開発事業特別会計	—	
水道事業会計	—	
市立熊山病院事業会計	—	

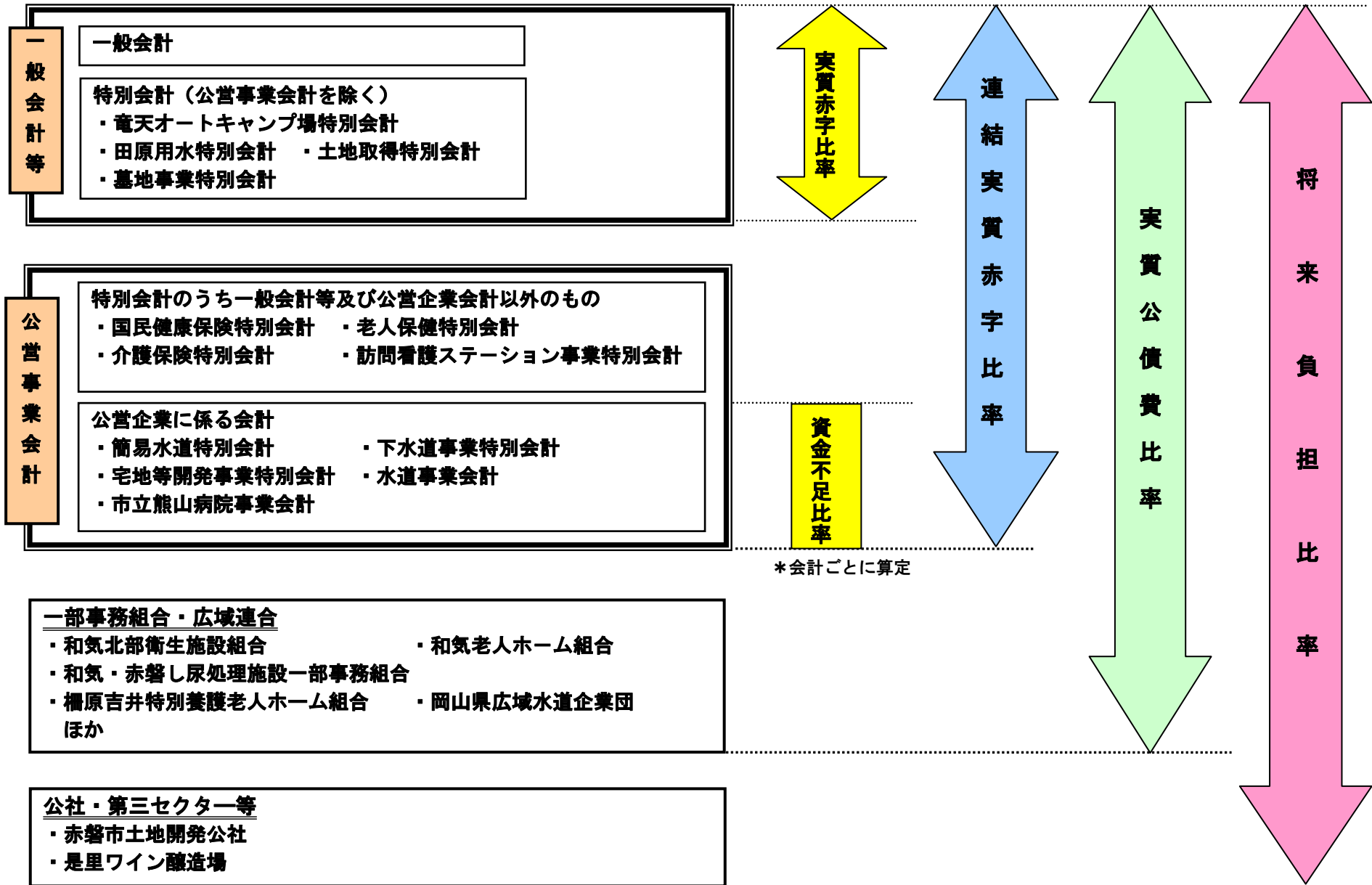
資金不足比率がない場合は、「—（該当なし）」と表記しています。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律について

(指標の公表は平成19年度決算から、財政健全化計画の策定の義務付け等は平成20年度決算から適用)



健全化判断比率等の対象について



健全化判断比率等の概要について

健全化判断比率は、次の4つの指標です。

$$\text{①実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

一般会計等（一般会計と竜天オートキャンプ場・田原用水・土地取得・墓地事業の特別会計）を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。

* 標準財政規模：地方公共団体の一般財源の標準的な規模のことで、標準税収入額、普通交付税及び臨時財政対策債の合計額

$$\text{②連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

全会計（財産区は除く）を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。

$$\text{③実質公債費比率} = \frac{\text{（地方債の元利償還金 + 準元利償還金） - （特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}{\text{標準財政規模 - （元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

（3か年平均）

一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率で、一部事務組合への負担金や公営企業会計に対する繰出金のうち元利償還金相当分なども要素に加えられています。

* 準元利償還金：一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金や一部事務組合等への負担金・補助金のうち地方債の償還に充てられた金額

* 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額：普通交付税算定において、公債費や事業費補正などとして、基準財政需要額に算入された額

将来負担額 — (充当可能基金額 + 特定財源見込額 + 地方債現在高等に係る
基準財政需要額算入見込額)

$$\text{④将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額}}{\text{標準財政規模 — (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$$

地方債の残高をはじめ特別会計や第三セクターなどを含めた一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。

- * 将来負担額：一般会計等の地方債現在高や債務負担行為に基づく支出予定額、一般会計等以外の会計や一部事務組合等の地方債の元金償還金に充てる負担見込額、退職手当支給予定額のうち一般会計等負担見込額などの合計額
- * 充当可能基金額：将来負担額に充てることができる基金
- * 特定財源見込額：一般会計等の地方債現在高に対して将来的に充当することが見込まれる特定財源
- * 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額：地方債現在高に対して将来的に普通交付税算定時に基準財政需要額に算入されることが見込まれる額

資金不足比率は、公営企業会計の資金不足額の事業規模に対する比率で、会計ごとに次の算式により求められるものです。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

詳細についてのお問い合わせは、財政課へご連絡ください。